

京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部を改正する 条例概要

1 改正趣旨

京都府営水道事業経営審議会からの答申（「平成 27 年度以降の府営水道供給料金のあり方について」）を踏まえ、所要の改正を行うもの。

- ・ 京都府営水道の供給料金等に関する条例（昭和 62 年京都府条例第 9 号）の一部改正（第 2 条、第 3 条及び別表関係）

2 主な改正内容

条例改正のポイント

料金の仕組みがより理解されやすいものとなるよう「基本水量」等の用語を見直すとともに、料金を改定。

(1) 用語

- ・ 旧「基本水量」→「建設負担水量」
- ・ 旧「基本料金」→「建設負担料金」
- ・ 旧「従量料金」→「使用料金」

(2) 料金

（単位：円/m³、税抜き）

	区 分	金 額
宇治系	建設負担料金	旧 41 → 44
	使用料金	旧 18 → 20
	超過料金	旧 140 → 164
木津系	建設負担料金	旧 71 → 66
	使用料金	旧 34 → 20
	超過料金	旧 208 → 219
乙訓系	建設負担料金	旧 73 → 66
	使用料金	旧 34 → 20
	超過料金	旧 243 → 219

3 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

ただし、料金引上げとなる宇治系は、平成 27 年度に限り、緩和方策として改定前の料金を適用。（一般会計から水道事業会計へ 1 年間、1.6 億円の貸付支援）

「平成27年度以降の府営水道供給料金のあり方について（答申）」で示された課題への取組について

1 料金算定期間の経営見通し

持続可能な水道事業を実施するためには、中長期的な視点に立って、施設整備・更新需要の見通しについて検討し、着実な更新投資を行う必要がある。

施設の更新・耐震化等の着実な実施と経営改善等に取り組むため「京都府営水道経営レポート」を作成。

2 建設負担水量の融通

受水市町の自己努力では府営水道の活用に限界のある、建設負担水量が当該受水市町の一日最大給水量を上回る範囲内で、建設負担水量の融通を認めることが望ましい。

平成27年度から料金が統一された木津系と大山崎町（乙訓系）との4市町間で、建設負担水量の暫定融通を実施済み。

3 建設負担水量の調整

受水市町間の負担のバランスを維持しながら、3浄水場系間の水量の融通や全体の水量調整について、府営水道と受水市町とが協力して、検討していくことが望ましい。

府営水道連絡協議会幹事会等において検討中。「府営水道ビジョン」（平成25年3月）の中間検証、改訂（平成29年度）への反映を目指す。

4 府営水道と受水市町の連携

中長期的な視点で府営水道と受水市町の施設全体のアセットマネジメントに取り組み、各事業者の枠組みを超え、効率的で安心・安全な給水が確保できる体制を構築するために、府営水道が中心となって検討を進めていくことが必要である。

提案のあった受水市町から対応を検討中。「府営水道ビジョン」（平成25年3月）の中間検証、改訂（平成29年度）への反映を目指す。